

平成28年度事業計画

1. はじめに

年明け早々、中国の経済成長の鈍化、長引く原油安等の影響により株価は大幅に下落し誰もが先行きを見通せない状況にある。少子高齢化、全国における空き家問題が深刻化するなか、喫緊に対応を要する課題が山積している。

バブル崩壊以来、誰もがその将来に、漠とした不安を感じながら過ごしているのが、日本の現状であろう。

(1) このような社会状況の中、当会は、司法書士界の悲願とも言える司法書士法改正の早期実現のため、最善を尽くす所存である。

また全国の単位会におけるリーダー会であるという自覚・責任を持って、東日本大震災の被災地に対し、今後とも全力で支援をする。震災より五年を経過した現在、その後の社会情勢・現地のニーズを検証しながら、より効果的な支援策を講じる。

(2) 今年もあえて言及するが、当会の会務執行は誰のために何のために存在するのであろうか。それは根本的には会員のために存在し、業務の維持発展のために存在するものである。このことを常に意識しながら、当会は、下記の事項を重点的に取り組む所存である。

「ベクトルを一つに」を標榜し、関連団体と協働して今年度も事業の執行に取り組む。

「まず、情報を共有する。そして、話し合う。」個々の会員の意識を変革し、組織に対する帰属意識を高めるには、地味ではあるがこの繰り返ししかないであろう。

現在、支部長会はこの繰り返しによって、提言する組織へと変化した。手法としては間違っていないと確信した。昨年度実施した支部別の対話集会は、非常に活発な議論の場となった。今年度も、司法書士会館の中には、なかなか届いてこない現場の生の声を聞くべく、対話集会の実施を継続していく。

また、支部活動は本会の活動の原点であるという認識のもと、支部組織そのものの見直しに着手し、昨年度実現できなかった支部助成のあり方の見直しに取り組む。

2. 当会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

(1) 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。

(2) 高度情報化社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備並びに組織改善を図る。

(3) 簡易裁判所における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。

(4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

(1) 法改正対策

民法、会社法、不動産登記法、商業登記法をはじめとする、業務に関連する法令の改正についての動向を注視し、対応をする。とりわけ不動産登記法については、次期改正を見据え、その情報収集及び研究を行う。

日司連が、喫緊の課題としている司法書士法改正については、当会が制度を牽引すべく引き続き検討を継続する。

また、法令改正後の会員の業務に支障なきよう、業務に関する研修も時宜に応じて、遺漏なきよう努める。

つぎに、オンライン申請の普及、促進につき、法務局に対しても情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

(2) 司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする、司法書士倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正職務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター（すてつき）」のより一層その充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を再検証し、空き家問題などの司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図ることによって、司法書士制度の社会的有用性をアピールする。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に関しても、司法書士の必要性を、より一層確立していく。

(3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、他士業との連携を図るなど情報収集の窓口を可能な限り広げ、厳正に対処する。

(4) 組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

また、会内合意形成過程の透明性を実現するため、会議の情報公開などに努める。

さらに、多くの会員の意見が執行に反映されるべく、会員との対話集会を、引き続き開催する。

(5) 成年後見制度への対応

リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図るとともに、会員の不正業務の再発防止に努める。

(6) 社会問題への対応

社会問題化している空き家問題・所有者不明の不動産の問題において、司法書士がその問題解決の一助となるための方策を検討し提言を行う。また、権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を

含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

(7) 東日本大震災からの復興への対応

関連団体と連携を図り、東日本大震災復興支援対策本部及び東日本大震災相談対策委員会において、被災地及び仮設住宅等における適切な施策を実施するとともに、被災地及び被災会と直接連絡を取りながら、現場の要請を最優先とした支援を行う。

(8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

(9) 事業の検証

当会の事業を見直すことにより、効率的な事業運営を行う。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度の更なる向上を目指し、様々なメディアを通じて、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。